

岩手県告示第807号

岩手県統計調査条例（昭和24年岩手県条例第54号）第2条の規定に基づき、平成20年度産業廃棄物実態調査（以下「調査」という。）を次のとおり行う。

平成20年11月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査の目的 県内の事業所における産業廃棄物の発生量、処理の状況等の実態を把握し、岩手県廃棄物処理計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査事項 別に定める調査票（以下「調査票」という。）により、次に掲げる事項について調査を行う。
 - （1）事業所名、事業所の所在地、事業の内容等事業所に関する事項
 - （2）平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間において排出した産業廃棄物の量、種類、処理の方法等産業廃棄物の発生及び処理に関する事項
- 3 調査の範囲 県内の事業所（国、政府関係機関又は地方公共団体に係るものを除く。）のうち、一定の方法により抽出されたものについて調査を行う。
- 4 調査期間 平成21年1月8日から同年2月2日まで
- 5 調査の方法 知事が配布する調査票に調査対象者が記入し、提出する郵送調査方式による。
- 6 結果の公表 調査の結果は、平成21年6月に公表する。